

泉大津市 CO2 排出量可視化システム導入業務仕様書

1 目的

本業務は、公共施設に CO₂ 排出量を可視化するシステムを導入・運用することにより、CO₂ 排出量の集計・報告業務等における事務負担の軽減と正確なデータの効率的な収集を実現し、課題の認識や CO₂ 排出量削減ターゲットの特定につなげることを目的とする。

併せて、市内事業者への同システム導入支援を行うことにより、自社の事業活動による CO₂ 排出量の実態を可視化し、事業者自ら排出量の削減に向けた改善行動による行動変容を促していくことを目的とする。

2 業務名称

泉大津市 CO₂ 排出量可視化システム導入業務

3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1) CO₂ 排出量可視化システムの整備・提供

ア 施設及び事業者ごとの毎月の事業活動に伴う電気・ガス等のエネルギー使用状況を入力することで、エネルギーの種類別に CO₂ 排出量を数値化し、簡易に把握・管理することができる「CO₂ 排出量管理システム」のサービスを提供すること

イ エネルギー使用状況は入力だけでなく、請求書（画像データ）をアップロードする等、簡易な方法で集約できること

ウ CO₂ 排出量等の数値の推移について、グラフ等により、簡易に把握できること

エ 当該システムはクラウド型のサービスとすること

オ 契約締結の日に関わらず、令和 6 年 4 月分からエネルギー使用状況のデータが入力ができること

- カ CO₂ 排出量等の数値の推移を把握するため、過去のエネルギー使用状況のデータ、少なくとも削減目標の基準とする排出量のデータの入力ができること
- (2) 公共施設への CO₂ 排出量可視化システムの導入
 - ア 対象とする公共施設は 50 施設程度とし、契約締結までに正式な施設数を確定する。
 - イ 本業務終了後に市がシステムを継続して利用する場合には、データを引き継ぐこと
 - ウ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく定期報告書の作成補助機能を、対象とする 1 施設に導入すること
 - エ システムをスムーズに利用できるよう、わかりやすく記載した操作マニュアル等を作成し、提供すること
- (3) 市内中小事業者への CO₂ 排出量可視化システムの導入支援
 - ア 対象とする事業者は 10 事業者程度とする。
 - イ 本業務終了後に支援対象事業者がシステムを継続して利用しようとする場合には、データを引き継ぐこと
 - ウ 事業者に対しての PR 資料、説明資料及び操作マニュアル等を作成し、提供すること
- (4) 市との打合せ
 - ア 業務の実施にあたっては、市と適宜打合せを行い十分な意見交換・業務内容を調整すること
 - イ 初回打合せ及び最終報告については、原則として対面方式とする。
 - ウ その他の打合せについては、市の承諾を得た場合、Web 会議や電話等による対応も可能とする。
- (5) その他
 - (1)~(4)に掲げた項目のほか、本事業の効果向上に資する取組として提案する機能及び業務がある場合は、市と協議の上、実施すること

5 業務スケジュール（予定）

(1) システムの整備

契約締結の日から令和6年7月31日までとするが、市の承諾を得た場合、期日を過ぎての整備対応も可能とする

(2) システムの利用開始日

市と協議の上、システム利用開始日を決定する

6 個人情報保護及び情報セキュリティの確保等

(1) 本業務の履行に際し、関係する法律等を遵守するとともに、情報セキュリティの確保と個人情報の保護を目的として、不正アクセス対策、コンピューターウィルス対策、個人情報漏洩対策に関し、十分な措置を講じること。

(2) 業務上取得した個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその他関係法令を踏まえて、個人情報保護の十分な対策を講じること。また業務の一部を再委託する場合には、再委託先の事業者にも同様の対応を徹底させること。

(3) システムの運用において、個人情報を収集する際には、本市と協議のうえ、利用規約等を提示し同意を得ること。

(4) 本業務に関し、受託者が市から受領又は閲覧した資料等は全て返却又は破棄することとし、市の了解なく公表又は使用してはならない。

7 翌年度以降の業務

(1) 本契約で導入した排出量可視化システムについては、特別な事情がない限り、業務内容等について市と協議及び調整を行い、令和7年度以降も別途予算措置の上、継続して利用していくことを前提とする。

(2) 1施設あたりのシステム利用料については、本契約において提示した金額を超えないものとする。ただし、業務内容等について市と協議及び調整等を行った上で、仕様の変更があった場合等はこの限りではない。

(3) 予算が承認されない場合はこの限りではない。

8 特記事項

- (1) 受託者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、あらかじめ本市が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 受託者が、本業務の実施に際し、当市または第三者に被害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (4) 本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、当市に起因するものを除き、全て受託者の責任として対応すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、及び本仕様書の内容に関し疑義が生じた場合については、協議のうえ取り決めるものとする。